

記者発表資料

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用
埼玉県内の国管理国道で初となる
道路占用許可
～道路管理者として路上利用支援～

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援する緊急措置として、沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和したところです。

この基準緩和により、大宮国道事務所が管理する国道17号で、7月17日に占用許可を行いました。

この占用許可は埼玉県内の国管理国道で初めての事例となります。

引き続き、道路管理者として新型コロナウイルス感染症対策の路上利用の支援を行ってまいります。

※ 今回の緊急措置に関する通知文書(基準)は、以下のホームページにおいて公表します。
<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/senyo.html>

< 占用許可の概要 >

かまくらちょう

占用場所: 国道17号 埼玉県熊谷市鎌倉町地先(歩道)

占用物件: 机2台、椅子4脚

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ、さいたま市政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所

TEL 048-669-1200(代表) FAX 048-669-1230

副 所 長 渡邊 正(わたなべ ただし)

管理第一課長 成田勝己(なりた かつみ)

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様へ

地方公共団体等と連携して申請すると

テイクアウトやテラス営業などのための 道路占用の許可基準を緩和します

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様に支援するための**緊急措置**として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占有許可基準を緩和することとしました。

また、地方公共団体に対しても同様に取り組んでいただけるよう要請しています。



イメージ(佐賀県より提供)

今回の緊急措置のポイント

内容	<ul style="list-style-type: none">① 新型コロナウイルス感染症対策のための<u>暫定的な営業</u>であること② 「<u>3密</u>」の回避や「<u>新しい生活様式</u>」の定着に対応すること③ テイクアウト、テラス営業等のための<u>仮設施設の設置</u>であること④ <u>施設付近の清掃等</u>にご協力いただけること
主体	地方公共団体又は関係団体※ ¹ による一括占有※ ² ※ ¹ 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など ※ ² 個別店舗ごとの申請はできません。 お住まいの地方公共団体等にご相談ください。
場所	道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所 ※ 歩道上においては、交通量が多い場所は <u>3.5m以上</u> 、その他の場所は <u>2m以上</u> の歩行空間の確保が必要です。 ※ 沿道店舗前の道路にも設置可能です。
占用料	免除 （施設付近の清掃等にご協力いただけている場合）
占用期間	令和2年11月30日まで

国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所 管理第一課
TEL 048-669-1200（代表）